

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 31 年 1 月 日

申請者 フリガナ氏名又は名称 カブシキカイシャ ウヰノ セツビ 株式会社 上野設備
 住所 和歌山県橋本市恋野 2662-3
フリガナ代表者氏名 ウヰノ キヨフミ 上野 嘉文
 電話番号 0736 - 34 - 2180
 FAX番号 0736 - 32 - 7931
 メールアドレス u-2180@wish.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 31年 1 月 日

かぶしきかいしゃ うへの せつび
株式会社 上野設備

〒648-0021
和歌山県橋本市恋野 2662番地の3

届出者 代表取締役 うへの よしふみ
上野 嘉文



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	かぶしきかいしゃ うへの せつび 株式会社 上野設備		
住 所	和歌山県橋本市恋野 2662番地の3		
フリガナ 代表者の氏名	うへの よしふみ 代表取締役 上野 嘉文		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
取締役	鈴木 徹	上野 史子	H29年3月16日 退任 H29年4月1日 就任
代表取締役 取締役	上野 正	上野 嘉文 上野 正	H30年12月31日 H30年12月31日
営業所住所	五條市霊安寺町1818	五條市上野町420-7	H30年12月31日

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 31 年 1 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 上野 設備

住 所 和歌山県橋本市恋野2662番地の3

代表者氏名 上野 嘉文



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

和歌山県橋本市恋野2662番地の3
株式会社上野設備

会社法人等番号	1700-01-010593	
商号	株式会社上野設備	
本店	和歌山県橋本市隅田町真土338番地	
	和歌山県橋本市恋野2662番地の3	平成4年8月31日移転
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成3年3月27日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道施設工事業 2. 管工事業 3. ガス工事業 4. 給排水、衛生、空調各設備工事業 5. 土木工事業 6. とび、土工工事業 7. 石工事業 8. ほ装工事業 9. しゅんせつ工事業 10. 機械器具設置工事業 11. 熱絶縁工事業 12. さく井工事業 13. 上記事項に附帯関連する一切の事業 	
発行可能株式総数	400株	
	1000株	平成29年4月17日変更 平成29年5月17日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
	発行済株式の総数 500株	平成29年5月15日変更 平成29年5月17日登記

株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
資本金の額	金1000万円	
	金2500万円	平成29年5月15日変更 平成29年5月17日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 <u>上野正</u>	平成19年9月14日重任 平成19年9月21日登記
	取締役 上野正	平成29年9月29日重任 平成29年10月11日登記
	取締役 <u>鈴木徹</u>	平成19年9月14日重任 平成19年9月21日登記 平成29年3月16日死亡 平成29年4月17日登記
	取締役 <u>上野三津子</u>	平成19年9月14日重任 平成19年9月21日登記
	取締役 上野三津子	平成29年9月29日重任 平成29年10月11日登記
	取締役 <u>上野嘉文</u>	平成19年9月14日重任 平成19年9月21日登記
	取締役 上野嘉文	平成29年9月29日重任 平成29年10月11日登記

	取締役	<u>上野史子</u>	平成29年 4月 1日就任 平成29年 4月 17日登記
	取締役	上野史子	平成29年 9月 29日重任 平成29年10月 1日登記
	和歌山県橋本市隅田町真土338番地 代表取締役	<u>上野正</u>	平成19年 9月 14日重任 平成19年 9月 21日登記
	和歌山県橋本市隅田町真土338番地 代表取締役	<u>上野正</u>	平成29年 9月 29日重任 平成29年10月 1日登記
			平成30年12月 3日辞任 平成31年 1月 4日登記
	和歌山県橋本市さつき台一丁目13番地の3 代表取締役	上野嘉文	平成30年12月 3日就任 平成31年 1月 4日登記
	監査役	<u>上野豪士</u>	平成26年 1月 24日就任 平成26年 2月 6日登記
	監査役	上野豪士	平成29年 9月 29日重任 平成29年10月 1日登記
		監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成29年10月 1日登記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
	監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
	登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年12月 1日移記

和歌山県橋本市恋野2662番地の3
株式会社上野設備

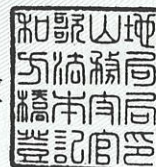
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(和歌山地方法務局管轄)

平成31年 1月21日

和歌山地方法務局橋本支局
登記官

津 村 明 敏



整理番号 キ085134

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4 / 4

株式会社 上野設備 定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社 上野設備 と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 水道施設工事業
2. 管工事業
3. ガス工事業
4. 給排水、衛生、空調各設備工事業
5. 土木工事業
6. とび、土工工事業
7. 石工事業
8. ほ装工事業
9. しゅんせつ工事業
10. 機械器具設置工事業
11. 熱絶縁工事業
12. さく井工事業
13. 上記事項に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を和歌山県橋本市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式の総数は、1,000株とする。

(株券の発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行する。ただし、株主から請求がある時までは、当該株主の有する株券を発行しないものとする。

(株券の種類)

第 7 条 当社の株券は、1株券、10株券、および20株券の3種類とする。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 9 条 当社の株式の取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式の取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- ② 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 11 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- ② 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本または謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第 12 条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 13 条 当会社は、一定の日(以下この条において「基準日」という。)を事業年度末日と定め、基準日において株主名簿に記載され又は記録されている株主(以下この条において「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって基準日を定めることができる。ただし、当該基準日の2週間前までに、当該基準日及び基準日株主が行使することができる権利(基準日から3か月以内に行使するものに限る。)の内容を定めた事項を公告しなければならない。

- ③ 基準日株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合において、第1項の株主の権利を害しないときは、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該株主総会において権利を行使する株主と定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第 14 条 当会社の株主および登録された質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

(募集株式の発行時において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合)

第 15 条 当会社は、当会社が発行する株式又は処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときにおいて、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議によって定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第 16 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(招集手続)

第 17 条 株主総会を招集するには、株主総会の日から1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 18 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数をもって決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 19 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略等)

第 20 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主(当該事項について、議決権を行使することができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- ② 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(株主総会議事録)

第 21 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役、監査役、代表取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 22 条 当社は、取締役会を設置する。

(監査役を設置等)

第 23 条 当社は監査役を置く。

- ② 当社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(取締役および監査役の員数)

第 24 条 当社の取締役は 3 名以上、監査役は 1 名以上とする。

(取締役および監査役の選任)

第 25 条 当社の取締役および監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役および監査役の任期)

第 26 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終

のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ③ 補欠または増員で就任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。
- ④ 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集)

第 27 条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

- ② 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある時は、短縮することができる
- ③ 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第 28 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

- ② 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会の決議により、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- ④ 取締役社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第 29 条 社長は、当会社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

- ② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役会の決議等の省略)

第 30 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

- ② 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

（報酬および退職慰労金）

第31条 取締役の報酬および退職慰労金ならびに監査役の報酬および退職慰労金はこれを区分して、株主総会の決議をもって定める。

（取締役会議事録）

第32条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成して、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第5章 計 算

（事業年度）

第33条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

（剰余金の配当等）

第34条 当社は、株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

- ② 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第35条 剰余金の配当及び中間配当その他諸交付金はその支払提供の日から満3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

これは当会社の現行定款に相違ありません。

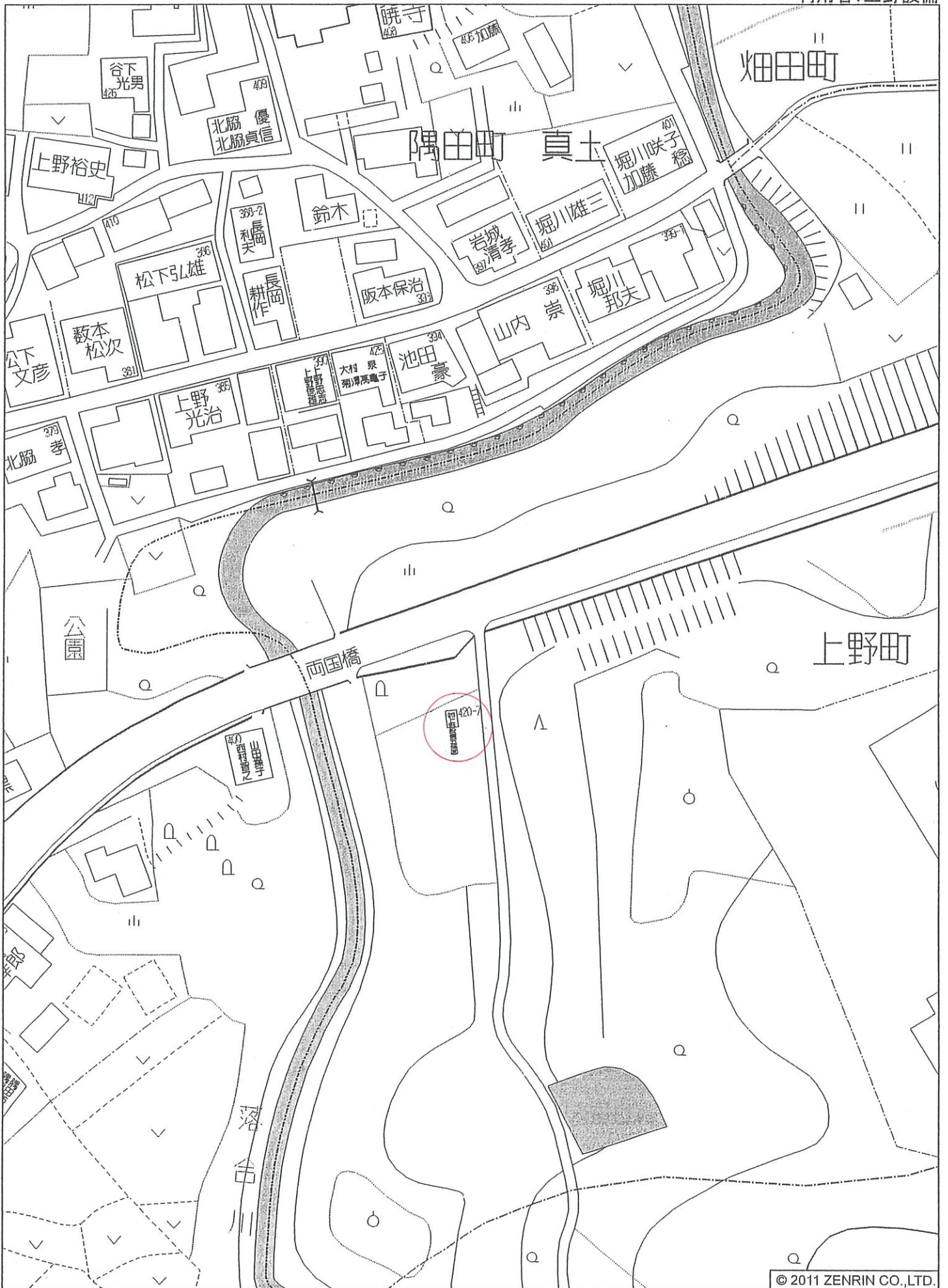
平成 31 年 1 月 22 日

和歌山県橋本市恋野 2 6 6 2 番地の 3

株式会社 上野設備

代表取締役 上野 嘉文





© 2011 ZENRIN CO.,LTD.

(株)上野設備 五條營業所 平面図

